

令和4年度第8回松江市教育委員会会議事録

日時：令和4年11月22日（火）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、多々納委員、塩川委員

事務局：寺本副教育長、成相副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）、学校管理課長、生徒指導推進室長、発達・教育相談支援センター所長、学校給食課長、生涯学習課長、皆美が丘女子高校事務長、子育て部次長（子育て政策課長）、人権男女共同参画課長

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日は、金津委員と原田委員が所用のため欠席となっている。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、教育長を含め、教育委員5名中3名の出席があり、過半数の出席となっているため、本会議は成立していることを御報告申し上げます。

本日の会議は議案が31件、その他報告が4件となっている。本日、非公開に該当する案件はないと聞いているが、事務局、それでよろしいか。

○事務局

そのとおりである。

○藤原教育長

それでは、会議規則第2条に基づき、本日の委員会は全て公開としたいと思う。

また、本日も新型コロナウイルス感染症防止対策のため、必要な措置を講じた上で開催している。出席者については、説明者など、必要最小限の人数での対応とすることとしているため、御理解をいただくようによりしくお願い申し上げます。

2 会議録署名者の指名（多々納委員、塩川委員）

3 議案【議案 31 件】

○藤原教育長

本日、議案が 31 件提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【議第 15 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】

○人権男女共同参画課

議案集の 1 ページ並びに 2 ページをお願いします。

公の施設の指定管理者の指定に関する議案について、松江市長に調製を依頼するものである。

公の施設の名称は松江市西菅田集会所である。本施設は、地域における社会教育の振興・充実を図ることを目的として昭和 47 年に開設した社会教育施設で、木造 2 階建ての建物である。

指定管理者は松江市菅田町 130 番地 1 西菅田町内会である。

選定方法は非公募であり、その理由としては、地域住民の利用促進と積極的な運営を図るために、使用頻度が極めて高い当該町内会に管理を委託するのが適当であると判断し、指定管理者として指定するものである。

指定期間については、建物自体が昭和 47 年に建設されたもので老朽化していることから、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間とするものである。

説明は以上である。御審議のほど、よろしくをお願いします。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをする。議第 15 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、第 15 号議案は承認された。

続いて、議第 16 号から議第 44 号までの議案 29 件については、別紙一覧表のとおり、全て市内 29 公民館の指定管理者の指定に関する議案の調整依頼であるため、説明を一括して受けた後に、質疑応答についても一括で行いたいと思う。

なお、採決については議案ごとに行うため、御了承をいただきたいと思う。
それでは、事務局から一括して説明をお願いします。

- 【議第 16 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 17 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 18 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 19 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 20 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 21 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 22 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 23 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 24 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 25 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 26 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 27 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 28 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 29 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 30 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 31 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 32 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 33 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 34 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 35 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 36 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 37 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 38 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 39 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 40 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 41 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】
- 【議第 42 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】

【議第 43 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】

【議第 44 号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】

○生涯学習課

議案集 3 ページの議第 16 号から議第 44 号まで一括して御説明する。公民館の指定管理者の指定に関する議案である。

現在の指定管理者との契約期間が今年度末までで終了するため、次期の指定管理者の指定について議会の議決を求めることを市長に調製依頼するものである。

まず、御説明であるが、市内には 29 の公民館がある。公民館の運営は公設自主運営方式といい、市が設置して、各地区の公民館運営協議会を指定管理者に指定して運営を担っていただいている。

公民館運営協議会は地域の関係機関及び団体の代表者により構成されており、地域住民の生涯学習や社会教育の振興を図る上で、地域住民と連携して公民館事業を展開していただいている。

公民館は地域活動の拠点施設であり、地域と密接に連携した運営を行うことが重要である。このように地域団体に管理・運営を委任することで、地域住民の主体性を醸成し、生涯学習や社会教育のみならず、地域福祉や環境、リサイクル、地域防災等の幅広い分野へ活動領域が広がり、活発な地域活動の実施が期待できることから、引き続き指定管理者制度を適用し、現指定管理者である各公民館運営協議会を非公募で指定管理者として選定をするものである。

指定の期間は非公募の標準的な期間である 4 年間とし、令和 5 年度から令和 8 年度末までとする。

別紙として、29 施設の一覧表を配付させていただいている。それぞれの施設名、施設の所在地、指定管理者の候補者については、記載のとおりである。

なお、2 番、4 番、7 番、12 番、14 番、19 番の公民館については、施設名を複数記載している。これらは実際は同一の施設であり、地域の皆様には公民館として御利用いただいている。これらの施設については、公民館の建築時に有利な財源として起債や補助金などを活用しており、その補助金などに即した名称を併せ持っているものである。

なお、12 番の竹矢農業文化センター、14 番の忌部農業文化センターについては、農政課の所管になるため教育委員会の審議の対象となるものではない。

以上、一括しての御説明を終わらせていただく。よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お話をしたように、採決は議案ごとに行いたいと思う。よろしく願います。

それではお諮りする。議第 16 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 16 号の城東公民館は承認をされた。

続いて、議第 17 号、城北公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 17 号は承認された。

続いて、議第 18 号、城西公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 18 号は承認された。

続いて、議第 18 号、城西公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 18 号は承認された。

続いて、議第 19 号、白濁公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 19 号は承認された。

続いて、議第 20 号、朝日公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 20 号は承認された。

続いて、議第 21 号、雑賀公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 21 号は承認された。

続いて、議第 22 号、津田公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 22 号は承認された。

続いて、議第 23 号、古志原公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 23 号は承認された。

続いて、議第 24 号、川津公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 24 号は承認された。

続いて、議第 25 号、朝酌公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 25 号は承認された。

続いて、議第 26 号、法吉公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 26 号は承認された。

続いて、議第 27 号、竹矢公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 27 号は承認された。

続いて、議第 28 号、乃木公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 28 号は承認された。

続いて、議第 29 号、忌部公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 29 号は承認された。

続いて、議第 30 号、大庭公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 30 号は承認された。

続いて、議第 31 号、生馬公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 31 号は承認された。

続いて、議第 32 号、持田公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 32 号は承認された。

続いて、議第 33 号、古江公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 33 号は承認された。

続いて、議第 34 号、本庄公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 34 号は承認された。

続いて、議第 35 号、大野公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 35 号は承認された。

続いて、議第 36 号、秋鹿公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 36 号は承認された。

続いて、議第 37 号、鹿島公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 37 号は承認された。

続いて、議第 38 号、島根公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 38 号は承認された。

続いて、議第 39 号、美保関公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 39 号は承認された。

続いて、議第 40 号、八雲公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 40 号は承認された。

続いて、議第 41 号、玉湯公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 41 号は承認された。

続いて、議第 42 号、宍道公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 42 号は承認された。

続いて、議第 43 号、八束公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 43 号は承認された。

続いて、議第 44 号、東出雲公民館については承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 44 号は承認された。

以上で、公民館の指定管理者の指定に関する議案の審議は終了した。

【議第 45 号 令和 4 年度松江市一般会計補正予算（第 7 号）（教育予算）の調製依頼について】

○教育総務課

議案集は 61 ページからとなる。

令和 4 年度松江市一般会計補正予算（第 7 号）（教育予算）について、松江市長に調製依頼するものである。

議案集 63 ページを御覧いただきたいと思う。この度調製依頼する補正予算であるが、新型コロナウイルス感染症の関連事業、施設の維持管理に関する事業、職員人件費、指定管理者の指定のための債務負担行為の設定が主な内容となっている。

今、御覧いただいている 63 ページの別紙 1 であるが、こちらは事業ごとの歳出額の調製依頼額に対し、その財源である歳入額の調製依頼額を右側に併記しており、その財源が何なのかを分かりやすく表示している。

64 ページ以降の別紙 2 については、歳入・歳出ごとに科目順に調製依頼額を記載している。

先ほどの別紙 1 の各事業の白抜きの丸数字については、別紙 2 の同じく白抜きの丸番号の数字と対応しているため、併せて御覧いただければと思う。

それでは、別紙 1 により、補正予算の主なものを説明する。

まず、1 番目の新型コロナウイルス感染症関連事業及びコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策関係経費について御説明する。

まず、③専修学校助成（新型コロナウイルス対策事業）については、松江市専門学校協議会に加盟の専修学校 4 校が行う衛生用品等の購入などの新型コロナウイルス感

感染症対策に対して助成を行うもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものである。

その下の⑥の一般管理費（小学校）、⑩の一般管理費（中学校）、⑭の一般管理費（女子校）については、それぞれ小学校・中学校・女子高の燃料費・光熱水費の使用量及び単価の増に伴うものである。

それから、その下の⑲の学校給食施設運営費は、7つの給食センターの燃料費・光熱水費の単価の増に伴うものである。

続いて、その下の2番目の維持管理関係について御説明する。⑦プール改修事業費は、朝酌小学校及び佐太小学校のプールの底や壁面の破損箇所を改修するもので、地方債を一部充当するものである。なお、このプールの改修事業については、来年度の初夏のプール授業に間に合わせるために、この補正予算額の一部を令和5年度に繰り越して対応するものである。

それから、その下の⑨防火設備改修事業費は、宍道小学校の防火シャッターの不良箇所を改修するもので、地方債を一部充当するものである。

その下の⑫消防設備改修事業費は、第三中学校の主音響や体育館の空気管不良を改修するもので、地方債を一部充当するものである。

1つ飛んで、⑰公民館施設改修事業費については、朝日公民館地下駐車場の泡消火設備について、消火薬剤貯蔵タンク液面計の不良を改修するものである。

いずれも消防設備点検で不良箇所を指摘されているもので、法的に改修が必要なものとなっている。

それから、その下の④特別支援学級整備事業費は、令和5年度に特別支援学級を新增設する予定の小・中・義務教育学校において、新年度の児童生徒の受入れに必要な一般備品等を整備するものである。

その下の⑧特別支援学級整備事業費（小学校）、⑪特別支援学級整備事業費（中学校）は、令和5年度に特別支援学級を新增設する予定の小学校・中学校において、新年度の児童生徒の受入れに必要な施設を整備するための事業費を計上するものである。

続いて、その下の3番目のその他について御説明する。①、②、⑬、⑯、⑱の職員人件費については、前年度末の退職や今年度における採用・人事異動等によるものである。

それから、一番下の4番目の契約業者選定・指定管理者指定のための債務負担行為

について御説明する。①、②、③のスクールバス運行事業については、スクールバスの運行委託契約期間が本年度末で終了するため、令和5年4月からスクールバスが運行できるよう、債務負担行為を設定するものである。

それから、④から⑥については、令和5年度以降の指定管理者の指定を行うため、債務負担行為を設定するものである。全て非公募での指定を行うものである。

④の公民館管理運営事業は、先ほど議第16号から第44号において御審議をいただいた29公民館の指定管理者を指定するため、令和5年度から8年度までの債務負担行為を設定するものである。

それから、その下の⑤児童クラブ管理運営事業は、後ほどその他報告において御説明するが、41公設児童クラブの指定管理者を指定するために、令和5年度から6年度までの債務負担行為を設定するものである。

⑥の松江市西菅田集会所管理運営事業は、先ほど議第15号において御審議いただいた西菅田集会所の指定管理者を指定するため、令和5年度の債務負担行為を設定するものである。

説明は以上である。よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

○塩川委員

失礼する。御説明、感謝する。

特に施設の維持管理関係について、プール改修、防火設備改修、消防設備改修、幼稚園の安全対策などは、児童生徒や教職員などの安全や命に直接関わることだと思うので、しっかり対応していただきたいと思う。

プール改修については2つの学校が対象ということであるが、写真を少し見させていただいたところ、かなり老朽化している状況であるように思った。学校においては日頃から定期点検などでチェックしていると思うが、特にプールの場合は使用頻度が低いということもあって、不備があれば子供たちの怪我に直結すると思う。この2つの学校以外にもいろいろな状況があると思うので、是非点検等を通じて素早く対応していただければと思う。よろしく願います。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○多々納委員

今、塩川委員からプール改修事業についての話があったが、やはり子供たちの安全という点では、早急に改修して来年使用できるようにすることは非常に重要なことだと思う。

プールに関しては、学校によってプールがあるところとないところがあったりという状況が異なるようであるが、プールを使って行う教育について、松江市全体としてはどういう状況にあるのか、少しお聞かせいただきたいと思う。

○学校管理課

多々納委員から御質問があったプールの件であるが、松江市内の小中学校は47校あり、そのうち自校プールのある学校は、小学校は23校、中学校は5校ある。プールのない学校も小学校は8校、中学校は9校あるが、現状としては、プールのない学校はバスをチャーターして民間のプール等に移動してプール授業を行っているところである。

学校関係の方に話を聞くと、「プール授業はやはり必要だ。とにかく泳げるまで授業を行いたい。」というような話も聞いている。

また、塩川委員からの御質問について、写真では劣化してひどい状況のように見えるが、実際にプールの中に入ってみるとひどく傷んだという感じではない。しかし、校長先生方に話を聞くと、「子供の皮膚は柔らかく、水に浸かってプール授業を行っている中では、そのうちに皮膚がふやけて、怪我をしてしまうケースがある。」ということである。

6月の中旬から授業が始まるため、繰り越して修繕を実施し、安全に子供たちが泳げるようにしたいと考えている。

以上である。

○多々納委員

丁寧な説明、感謝する。プールがなければバスを借り上げて民間のプールを活用するといった工夫をされているとのことで安心した。環境の違いによって教育の中身や教育効果が変わらないように、是非御配慮いただきたいと思う。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第 45 号について、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 45 号は承認された。

4 その他報告【4 件】

○藤原教育長

本日、その他報告が 4 件提出されている。

それでは、事務局から報告をお願いする。

【その他報告（1） 議会の委任による専決処分の報告について】

○学校管理課

議案集の 69 ページ並びに 70 ページを御覧いただきたい。議会の委任による専決処分の報告について御説明する。

70 ページは専決処分書で、記載のとおり損害賠償の額を定めるものである。事故発生日時は令和 4 年 7 月 15 日午後 5 時 20 分頃である。事故発生場所は松江市美保関町美保関 952 番地先、主要地方道境美保関線である。これは美保関キャンプサイトや風ヶ浦バス停先であり、緩やかな左カーブの県道である。事故概要は、本市の運行する美保関スクールバスが回送中に運転操作を誤り、ガードレールに接触して損傷させたものである。損害賠償の額は 15 万 9,104 円である。事故当事者は市が委託する株式会社サンライズ美保関の運転手である。バスは市の公用車であるため、この度事故報告をするものである。

速やかに塗装によるガードレールの修繕を行い、10月25日に島根県松江県土整備事務所と示談が成立した。損害の全額が公益社団法人全国市有物件災害共済会から修繕業者へ支払われている。

事故原因については、運転手が入社1年目を迎えたこと、あるいは回送途中であったことから気の緩みにより注意力が散漫し、左に早くハンドルを切ったことが原因と考えている。

再発防止策としては、バス運行業者に対して運行管理者が毎日の点呼時に再発防止のための注意喚起及び指導を行うことを指示した。また、美保関スクールバス運行業務委託契約書19条に基づき、運転手の安全運行に対する意識・心構えについて、実地調査や現地確認を行ったところである。

併せて、過去の運行管理簿や業務記録、運行前点検簿の管理についても確認を行ったところである。

報告は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告(1)については以上とする。

【その他報告(2) 松江市児童クラブ条例の一部改正について】

○生涯学習課

議案集は71ページ、72ページになる。11月議会に条例改正を上程するため、御報告をさせていただく。

条例改正の内容は、松江市が設置する児童クラブに、持田第2児童クラブを加えるものである。

持田地区の児童クラブについて御説明をさせていただく。持田児童クラブは、入会希望者数の増加に対応するため、暫定的に地域の集会所を借用してクラブ運営をしていたが、どうしても使用に制限がある状況であった。当面、入会児童数の減少や民間事業者の進出も見込まれないというような状況であったため、公設で専用施設を設けて安心した受入れ環境を整備する必要性が高いという判断により、令和2年度に第2

児童クラブを新築することを決定したものである。

昨年度に設計・地盤調査等を終え、今年度、施設の建設を進めている。来年度の開所に向け、条例に定める施設に持田第2児童クラブを加えるものである。

なお、この第2児童クラブの開設に伴い、暫定的に集会所で開設していた分室は廃止する。

施行期日は、令和5年4月1日である。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

○塩川委員

児童クラブの入会希望者が増えたことで今の施設では手狭になってきたという話だが、子供たちの人数や指導員の方の人数など、新しく新設・増設する場合は何か基準や条件があるのか。

○生涯学習課

児童クラブを開設するにあたっては、国により面積基準が定められており、1人あたり1.65㎡以上ということになっている。

また、適正な規模での運営ということで、基本的に40人という基準があるため、この度新たに設ける第2児童クラブも、そういった1.65㎡以上で40人を基本定員とした規模とすることになっている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告(2)については以上とする。

【その他報告(3) 指定管理者の指定について(児童クラブ)】

○生涯学習課

議案集は 73 ページになる。

指定の概要としては、児童クラブ 41 施設の運営について、31 団体を指定管理者として選定するものである。記載のとおり、クラブ名称は古志原地区児童クラブほか 40 クラブである。指定管理者は古志原地区児童クラブ運営委員会ほか 30 団体であり、この 30 団体のうち、各地区の児童クラブ運営委員会が 29 団体で、社会福祉法人が 1 団体である。

選定期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間で、選定方法は非公募である。

今回の指定管理者の指定にあたって報告・説明させていただきたい点として、指定期間のことがある。従来は指定期間を非公募の標準期間である 4 年間としていたが、次期の指定期間は 2 年間とするものである。

現在の指定管理者である各地区の児童クラブ運営委員会は、児童クラブ事業の円滑な運営のために各小学校区の地域で設立された団体であり、いずれの運営委員会も今まで適切に事業実施をされ、児童の健全育成や保護者の就労支援に大きく貢献してもらっている。

しかし、児童クラブ運営に求められることが年々複雑・多様化していること、また、任意団体である運営委員会への負担や責任体制への課題も顕在化してきている状況にある。

また、近年、民間の児童クラブが施設数・入会児童数ともに急増しているという市内の児童クラブを取り巻く環境の変化もある。

そのため、次期の指定期間を 2 年間と短縮し、その間に今後の事業運営について検討を行いたいと考えている。

なお、先ほど指定管理者の中に 1 団体だけ社会福祉法人があると説明したが、それは法吉小学校区である。表では下から 3 分の 1 ぐらいのところに記載している比津児童クラブの指定管理者が社会福祉法人開花となっている。

この法吉小学校区においては、市の児童クラブ事業に先立ち、昭和 63 年度から当時の社会福祉法人比津が丘保育園が放課後児童の預かり事業を自主事業として開所されていたという実態がある。

その実態を踏まえ、新たな運営委員会を立ち上げるのではなく、当法人に対して平成 13 年度からは委託、平成 18 年度からは指定管理者として指定をし、現在に至って

いる。その間、ほかの運営委員会と同様に、地域に根差した適切な運営を実施していただいているという状況である。

報告は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

○多々納委員

先ほど、地域の方々による運営委員会ではなく、社会福祉法人が運営されている児童クラブがあるというお話があり、民間の児童クラブも年々増えてきているというお話もあったが、この表に記載されている施設以外にも民間の児童クラブがたくさんあるのか。

○生涯学習課

少し説明が不足していたが、今、この表に載っている41の児童クラブは公設の児童クラブである。これらの施設は市が設置し、運営については指定管理で運営委員会や社会福祉法人にお願いをしている。それとは別に、民設民営の児童クラブが昨今増えており、現在41クラブという状況である。この度指定管理をお願いするのは公設の児童クラブである。

○多々納委員

公設の場合は松江市がいろいろな支援や指導を行っていると思うが、民設民営の場合も、例えば保育園や小学校のようにいろいろな規則があつて、運営状況のチェックなどがきちんとなされているのか。

○生涯学習課

民設のクラブについても国の基準に沿った運営をしていただいている。市は補助金を支給するという形で運営を支援しているのだが、その際などに巡回指導というような形で適切に運営がなされているかチェックさせていただいている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（3）については以上とする。

【その他報告（4） 令和5年松江市はたちの集いについて】

○青少年支援センター

議案集は107ページと108ページになる。

令和5年松江市はたちの集いについて御説明する。御承知のとおり、民法の改正によって令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、式典の名称を「成人式」から「はたちの集い」に変更して実施する。

成年年齢は18歳へ引き下げられたが、令和元年度に中核市への調査や市内高校生へのアンケートを実施して検討した結果、対象年齢については引き続き20歳としている。

次に、概要について御説明する。開催日時については令和5年1月8日の日曜日で、昨年度と同様に、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として午前と午後の2回に分けて開催する。午前の部については10時30分から11時までとし、橋北地区中学校の卒業生又は橋北地区在住の方を対象とする。午後の部については14時30分から15時までとし、橋南地区中学校の卒業生又は橋南地区在住者を対象とするという形で振り分けをしたいと思っている。併せて消毒の実施や検温など、必要な新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施したいと考えている。

会場はくにびきメッセ大展示場である。

対象者は平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの松江市内に居住の方、若しくは松江市出身の方で、約2,000人が対象となる見込みである。

教育委員の皆様については、午前・午後のいずれかに御臨席を賜りたいと考えている。また後日、皆さんの御都合等をお聞かせいただきながら調整をさせていただきたいと考えている。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（4）については以上とする。

5 次回教育委員会会議の予定

【令和4年度第9回教育委員会会議】

日時：1月下旬

場所：教育委員会室

6 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

7 閉会宣言（藤原教育長）